

令和３年度介護報酬改定に係るQ&A【神奈川県高齢福祉課】

県にお問合せいただいた質問について、厚生労働省がこれまでに発出した通知やQ&Aに基づき県が回答したものを掲載しております。順次追加していく予定です。

No	サービス種別	分類	質問の概要	質問	回答	根拠資料・参考情報	掲載日
1	共通	その他	令和３年度報酬改定に係る入所者への説明	報酬改定により重要事項説明書の料金表を変更するが、①入所者・家族等への説明はどのように行えばよいか。②必ずサービス提供の前に同意を得ていないといけないか。	①利用者負担額改定表を紙で配布する等を行った上で、利用者又はその家族へ説明し同意を得る。その場合同意した旨の署名、捺印等は必須ではないが、説明した日時・方法・対象者を明確に記録し残しておく。 ②サービス提供前に同意を得ることが望ましいが、サービス提供前に同意を得られない場合は、給付費請求前までに同意を得ておくこと。	介護保険最新情報Vol. 748、Vol. 847	R3. 4. 8
2	老福	加算	加算区分の算定方法について	ADL維持加算、褥瘡マネジメント加算にはⅠ～Ⅱ、排せつ支援加算にはⅠ～Ⅲと段階があるが、例えば排せつ支援加算を目指し、加算取得申請をした場合、Ⅲの要件が満たせず、Ⅱの要件まで満たしている際は排せつ加算支援Ⅱは算定してもいいか。	算定可能である。		R3. 4. 8
3	老福	加算	加算区分の算定方法について	ADL維持等加算、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算は個人個人それぞれ取得できる加算か。	褥瘡マネジメント加算及び排せつ支援加算については個人個人で算定可能。ADL維持等加算は個人では算定できず、施設単位で算定する。	国Q&A Vol. 3 問101、問104	R3. 4. 8
4	老福	加算	加算算定時のz o o mの活用について	再入所時栄養連携加算がしやすくなったと聞いた。Z o o mカンファレンスが可能とのことだが、時間はこのくらい（〇分以上）といった決まりはあるのか。	当該入所者の二次入所後の栄養ケア計画を作成するのに十分な時間をかけて行うことができるようにすること。 なお、カンファレンスに当該利用者又はその家族が参加する場合は、テレビ電話装置等（Z o o m含む）を活用する際には、当該利用者等の同意を得るようにすること。 その他、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等を遵守すること。		R3. 4. 8
5	老福	加算	自立支援促進加算について	自立支援促進加算は３か月毎に計画書を作成することによっていいか	医学的評価に基づき、少なくとも３月に１回、入所者ごとに支援計画をみなおすること		R3. 4. 8
6	共通	基本報酬	基本報酬の上乗せについて	基本報酬の見直しについて、「全てのサービスについて、令和３年４月から９月末までの間、基本報酬に上乗せする」とあるが、この0.1%は既に通知されている基本単位数に含まれているのか。それとも通知されている基本単位数に0.1%をプラスするのか。	基本報酬分の単位数に0.1をプラスした単位数を請求する。	・報酬告示附則第12条 ・介護給付費請求書等の記載要領について（平成13年11月16日老老発第31号） ・WAMNET掲載の介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）（令和3年3月31日事務連絡）Ⅰ介護報酬改定関係資料 資料10	R3. 4. 8
7	共通	報酬	基本報酬の上乗せについて	基本報酬の0.1%上乗せとなった費用は、利用者にも負担いただくという理解でよいか。	お見込みのとおり。 なお、令和３年４月１日から令和３年9月30日までのサービス提供分については、基本報酬分に0.1%を上乗せしないと国保連の審査において返戻となることに留意すること。		R3. 4. 8
8	共通	報酬	基本報酬の上乗せについて	9月30日までの0.1%の上乗せ分について、事業者の判断で算定しない取扱いが可能か。	不可能である。令和３年４月１日から令和３年9月30日までのサービス提供分については、基本報酬分に0.1%を上乗せしないと国保連の審査において返戻となる。	・WAMNET掲載の介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）（令和3年3月31日事務連絡）Ⅰ介護報酬改定関係資料 資料6	R3. 4. 8

令和 3 年度介護報酬改定に係るQ&A【神奈川県高齢福祉課】

県にお問合せいただいた質問について、厚生労働省がこれまでに発出した通知やQ&Aに基づき県が回答したものを掲載しております。順次追加していく予定です。

No	サービス種別	分類	質問の概要	質問	回答	根拠資料・参考情報	掲載日
9	共通	加算	栄養マネジメント強化加算	「常勤の栄養士を1名以上配置し、当該栄養士が給食管理を行っている場合」は、入所者の数÷70以上の管理栄養士の配置をもって加算算定が可能とのことだが、ここでの常勤栄養士に常勤の管理栄養士は含まれるか。（入所者数70名の施設では常勤の管理栄養士が1名いれば加算算定可能と考えてよいか。）	「常勤の栄養士を1名以上配置し、当該栄養士が給食管理を行っている場合」における栄養士には管理栄養士は含まれず、あくまで栄養士を指す。 給食管理を行う常勤の栄養士がおらず、常勤の管理栄養士が1名配置されている施設であれば、入所者数÷50以上の管理栄養士の配置が必要となる。（入所者70名の施設であれば70÷50＝1.4以上の管理栄養士の配置が必要）		R3. 4. 8
10	共通	加算	サービス提供体制強化加算の勤続年数について	体制加算については、勤続7年以上、勤続10年以上とそれぞれ加算基準があるが、ここでの勤続年数とは、当該施設入職前の経歴についても通算できるのか。またどの時点での年数となるのか	同一施設や同一法人内での異動については通算可能（法人合併等で実質的に同一施設である場合も含む。） 時点については加算算定開始時点とする。	国Q&A Vol.3 問126	R3. 4. 8
11	共通	加算	栄養マネジメント強化加算	利用者家族から加算算定の同意が得られなかった場合、その利用者以外の算定は可能か。 また、その際記録は必要か。	可能である。ただし、LIFEへの情報は加算算定しないものも含めて提出すること。 なお、記録する必要がある。	国Q&A Vol.3 問18	R3. 4. 8
12	共通	加算	栄養マネジメント強化加算	新様式の計画書に利用者家族のサインを記載する場所がないが、変更になったものを渡すだけでいいのか。	計画書については利用者又はご家族への説明と同意が必要であるが、その際に必ずしもサインと必要としない。		R3. 4. 8
13	短入生	加算	緊急短期入所受入加算	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」（令和2年6月1日付厚生労働省事務連絡）による緊急短期入所受入加算の特例は令和3年度も継続されるか。	第12報による緊急短期入所受入加算の特例は令和3年3月サービス提供分をもって終了となる。	介護保険最新情報Vol.915	R3. 4. 8
14	共通	運営基準	運営規程について	報酬改定に伴い、料金表の変更や「虐待の防止のための措置に関する事項」を運営規程に盛り込むこととされているが、変更届は必要か。	報酬改定に関わる料金表の変更や「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加することの変更届は不要とするが、改定内容を運営規程に盛り込み、整備しておくこと。		R3. 4. 8
15	共通	運営基準	届出書の記入方法について	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）の異動項目について、何を記載すればよいか。	（別紙1、1－2）に掲げる項目（施設等の区分等）を記載するが、特記事項の「変更前」「変更後」に記載があれば、「異動項目」については空欄でも差し支えない。		R3. 4. 8
16	通所系	報酬	入浴介助加算	入浴介助加算Ⅱ 医師等の等について看護師、柔道整復師、針灸、あん摩マッサージ師は含まれないのか。	老企36で機能訓練指導員がその他の職種に含まれており、老企25で機能訓練指導員になれる要件について現行と変更がないことから質問にあった職種も含む。 ただし、はり師又はきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6カ月以上機能訓練指導員に従事した経験を有する者に限る。		R3. 4. 8
17	通所系	報酬	入浴介助加算	入浴介助加算（Ⅱ）について ①利用者によって入浴介助加算（Ⅰ）を算定する人と、入浴介助加算（Ⅱ）を算定する人がいてもよい。 ②同一利用者で、Ⅰを算定する日とⅡを算定する日があってもよい。 ※例 月・水・金に通所介護を利用 月・水でⅠを算定し、金はⅡを算定する。（区分限度支給額をオーバーするため）	①事業所の中に、利用者によって入浴介助加算（Ⅰ）を算定する人と、入浴介助加算（Ⅱ）を算定する人がいてもよい。 ②同一利用者で、Ⅰを算定する日とⅡを算定する日があってもよいと考えられるが、基本的に、同一利用者で算定する区分は一致することを想定している。 なお、これらの場合の届出については、「加算Ⅱ」として記載して届出することで、「加算Ⅰ」も記載したとみなすこととする。		R3. 4. 8
18	通所系	報酬	入浴介助加算	個別の入浴計画の評価するタイミングについて	利用者の身体状況等によって判断するため、一概には言えないが、定期的に評価する必要がある。		R3. 4. 8
19	(予防)通所リハビリ	報酬	短期集中個別リハビリテーション実施加算	短期集中個別リハビリテーション実施加算について、リハビリテーションマネジメント加算の算定がなくても、算定できるのか。	お見込みのとおり。ただし、今回の改正では改正前のリハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）の算定要件が通所リハビリテーション費の基本報酬の算定要件となっていることに留意すること。		R3. 4. 8

令和 3 年度介護報酬改定に係るQ&A【神奈川県高齢福祉課】

県にお問合せいただいた質問について、厚生労働省がこれまでに発出した通知やQ&Aに基づき県が回答したものを掲載しております。順次追加していく予定です。

No	サービス種別	分類	質問の概要	質問	回答	根拠資料・参考情報	掲載日
20	通所介護	報酬	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定し、常勤の機能訓練指導員が公休等で不在の場合、非常勤職員のための配置になる。その場合、加算（Ⅰ）イを算定してよいか。また、両方の届出が必要か。	お見込みのとおり。	国Q&A Vol.3 問50	R3.4.8
21	通所介護	報酬	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定する場合、サービス提供時間を通じて機能訓練指導員1名の配置と専ら機能訓練指導員として従事する機能訓練指導員1名の計2名機能訓練指導員を配置すればよろしいか。	お見込みのとおり。	国Q&A Vol.3 問49	R3.4.8